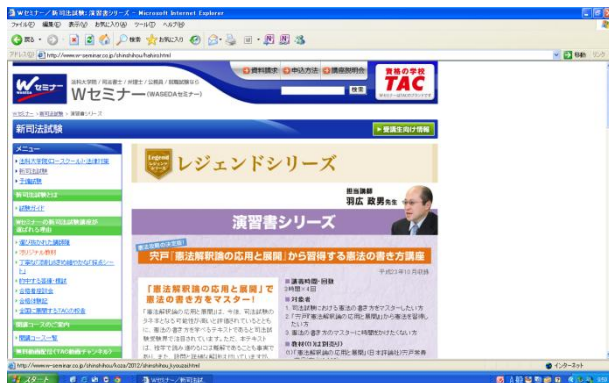


レジェンドシリーズのご案内！！

「レジェンドシリーズ」は、過去に収録し大好評を得た講座です。

《レジェンドシリーズ 『演習書シリーズ』・紹介ページ》



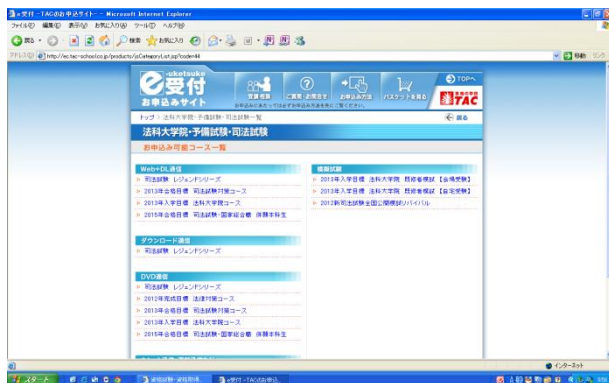
詳細はこちらをクリックください！

<http://www.w-seminar.co.jp/shinshihou/hahiro.html>

■演習書シリーズ・商品一覧

- ・ 矢野『憲法解釈論の応用と展開』から習得する憲法の書き方講座
- ・ 「事例研究行政法」徹底解析講座
- ・ 「ロースクール民事訴訟法」徹底解析講座

《お申込みは「簡単」・「便利」なe受付をご利用ください！》



詳細はこちらをクリックください！

<http://ec.tac-school.co.jp/products/jsCategoryList.jsp?code=44>

■e受付で申込可能商品一覧

- ・ 矢野『憲法解釈論の応用と展開』から習得する憲法の書き方講座
- ・ 「事例研究行政法」徹底解析講座
- ・ 「ロースクール民事訴訟法」徹底解析講座

その他商品も申込可能です。

「事例研究行政法」徹底解析講座・講義 **レジュメ**
は冒頭の3ページのみの掲載となりますので、
予めご了承ください。



第1部 問題1 本問題について

第1 設問1について

1 Aの主張について

Aの主張の法的根拠は以下の通りと考えられる。

(1) 全部留保説

ア まず、本件補助金交付について法律又は条例の根拠が必要か否かに関し、法律の留保が及ぶ行政活動とはいかなる範囲であるかが問題となる。

日本国憲法は民主主義を基本原理の一つとしており（憲法41条、43条1項及び73条1号）、また、地方自治においては住民自治を地方自治の本旨として採用している（92条、93条及び94条）。

よって、あらゆる行政活動は国民代表機関である国会が制定した法律又は各地方公共団体の民主的機関が制定した条例の授權によって行われるべきである。

そうすると、本件における補助金交付にも法律の留保が及ぶ。

イ では、Y市補助金交付条例（以下「交付条例」という。）は法律の留保における「法律」といえるか。「法律」の意義が問題となる。

この点、上記法律の留保の趣旨であるところの行政活動の民主的統制の見地からすれば、法律の留保における「法律」とは、各行政活動の根拠規範すなわち、組織規範が定める所掌事務の範囲内において、行政機関の具体的な活動を議会が事前承認し、その実体的要件・効果を定めたものでなければならぬと解すべきである。

交付条例は補助金を交付するための実体的要件を何ら定めておらず、単に手続きを定めているにすぎない。よって、交付条例は規制規範にすぎず、根拠規範ではない。

そうすると、本件補助金交付は法律の留保が及ぶにもかかわらず、法律又は条例の根拠なく、単なる「要綱」に基づいてするものとして、違憲違法である。

(2) 重要事項留保説

仮に、上記全部留保説が採用されないとしても、下記の通り、重要事項留保説を採用すべきである。

今日では行政が複雑化・多様化し、従来は侵害とはとらえられてこなかった行政活動によって市民の基本的人権に影響を及ぼす可能性が高まっている。

そうすると、市民の権利利益の保護のために行政活動に議会のコントロールを及ぼすという法治主義の観点から、基本的人権保障のために重要な行政活動については法律の根拠を要求すべきである。

また、民主主義の観点からも、基幹的制度、基本的計画等の行政システムにおける基本的決定に法律の根拠を要求すべきである。

よって、基本的人権保障のために重要な行政活動又は基幹的制度、基本的計画等の行政システムにおける基本的決定については法律の留保が及ぶと解すべきである。

本件では、たしかに、手段として強制を用いているわけではない。しかし、交付される金額によっては強力な誘導作用を及ぼす可能性が高く、市民の財産権（憲法29条1項）に大きな影響を及ぼす可能性が高い。よって、本件補助金交付は基本的人権保障のために重要な行政活動といえる。

また、本件補助金交付は単なる偶発的なものではなく、太陽光発電設備を普及させるという一定の強固な政策目標を設定し、その手段として創設・運営される制度である。よって、本件補助金交付は行政システムにおける基本的決定ともいえる。

よって、本件補助金交付には法律の留保が及ぶ。

しかるに、本件補助金交付には先述の通り根拠規範たる法律又は条例が欠けている。

よって、本件補助金交付は法律の留保が及ぶにもかかわらず、法律又は条例の根拠なく、単なる「要綱」に基づいてするものとして、違憲違法である。

2 Y市長の反論

(1) Y市長としては、以下の通り侵害留保説を採るべきと反論することが考えられる。

たしかに、民主主義の要請からするとあらゆる行政活動に法律又は条例の根拠を要求すべきとも思える。

しかし、民主主義の究極の目的は治者と被治者の自同性の確保による自由主義の貫徹にあるところ、非侵害の行政活動は国民の自由を制限するものではないから、これに法律又は条例の根拠を要求しないとしても自由主義は害されない。

また、あらゆる行政活動に法律又は条例の根拠を要求することは、現実の行政需要への対応を困難にするものである。

よって、あらゆる行政活動に法律又は条例の根拠が要求されると解すべきではない。すなわち、全部留保説は不適當である。

また、「重要な」又は「基本的」の定義が不明確であり、有効な基準たり得ない。よって、重要事項留保説も不適當である。

さらに、仮に法律の留保が及ぶのは国民の自由及び財産を侵害する行政活動に限られると解したとしても、補助金交付等多くの非侵害的行政活動には予算の裏打ちが必須であるところ、予算については国会又は地方議会のコントロールが及ぶのであるから、民主的統制を完全に逸脱するとはいえない。また、国の行政機関は国会の多数派を基礎とする内閣の統轄下に置かれ、地方自治体の執行機関である長は直接公選されているのであるから、非侵害的行政活動に具体的な根拠規範がないとしても、組織的には民主的統制が及んでいるといい得る。

よって、法律の留保が及ぶのは国民の自由又は財産を侵害する行政活動に限られると解すべきである。

本件における補助金交付は利益を供与するものであり、何ら国民の自由又は財産を侵害するものではない。

よって、本件補助金交付には法律の留保は及ばず、これを要綱のみに基づいて行ったとしても違憲又は違法の瑕疵はない。

- (2) さらに、Y市長としては仮に重要事項留保説を採るとしても、太陽光発電設備を普及させるという政策目標は自治体の存続に関わるような重要な政策決定ではなく、また、自治体のグランドデザインを決するような基本的決定ともいえないため、本件補助金交付に法律の留保は及ばないとの反論をすることも考えられる。
- (3) 最後に、Y市長としては仮に本件補助金交付に法律の留保が及ぶとしても以下の通り反論することが考えられる。

国民の自由又は財産を侵害する規制行政に比べて、国民に財産等を供与する給付行政はこれに民主的統制を及ぼすべき程度に差がある。よって、給付行政において要求される法律又は条例の根拠としては、厳密な意味での根拠規範であることが要求されるわけではなく、一定の民主的統制が及んでいるといい得る程度であれば組織規範等でも十分であると解すべきである。

本件では、たしかに、交付条例は根拠規範とはいえない。

しかし、交付条例は補助金交付のための手続きを定めているところ、あえてこのような条例が定められたのは市長による恣意的な補助金交付を民主的過程によって定められた条例により防止することにあると解される。そうすると、交付条例により市長による補助金交付に一定の民主的統制が及んでいるといえる。

よって、交付条例は本件補助金交付における「条例」に当たるといえる。

よって、本件補助金交付は条例の根拠を有するものとして、法律の留保に反さず、違憲違法の瑕疵はない。

第2 設問2について

1 Bの主張

本件決定が「処分」(行政事件訴訟法3条2項)であるとしてBとしては以下の通り主張する。

処分とは、判例上、公権力の主体たる国または公共団体が行う行為のうち、その行為によって、直接国民の権利義務を形成したまたはその範囲を確定することが法律上認められているもののことをいう。すなわち、処分とは、行政機関が公権力の行使として対外的に具体的規律を加える法行為のことを指す。

本件では、たしかに、補助金の交付を市と受給者の間の贈与契約たる行政契約と解すれば補助金の不交付決定は単なる申込みの拒絶にすぎず、「公権力」性が欠けるとも思える。そこで、公権力性の有無の基準が問題となる。

この点、契約関係と公権力関係の主な差異は、契約関係においては両当事者が対等であるのに対して、公権力関係においては行政機関が優越的地位に立つという点に求められる以上、公権力性の有無は行政機関が優越的地位にあるか否かによって決せられるべきである。

本件についてこれをみるに、交付条例は本件不交付決定の裏返しである交付決定につ

いて民法上の用語である申込み、承諾又は解除ではなく、あえて処分について典型的に用いられる、申請（3条）、決定（4条）及び決定の取消し（6条、11条）という用語が用いられている。すなわち、交付条例は交付決定は不交付決定を市長が優越的地位に基づいて行う処分と想定していると考えられる。

また、補助事業の遂行命令（8条）、是正命令（10条）及び補助金の返還命令（12条）について定めているところ、「命ずる」という文言は、市長が優越的地位に立っていることをうかがわせる。

しかも、交付条例14条は交付決定の取消し、事業遂行命令及び是正命令の際に理由提示を義務づけているところ、不利益処分にあたっての理由提示義務は行政手続法8条1項においては処分についてのみ課されているものであり、行政指導等の処分でない行為については理由提示義務はない。とすると、交付条例は交付決定の取消し、事業遂行命令及び是正命令を処分としてとらえていると考えられる。そうすると、それらの根本となる交付決定もまた交付条例は処分と考えていると解するのが自然である。

上記から少なくとも交付決定は市長が優越的地位に基づいてするものとして、公権力性を有すると考えられる。

そして、申請・交付決定及び通知の規定において補助金に関する市民の手続的権利を保障しているのであるから、当然交付決定の裏返しである、明文なき不交付決定も交付決定と同様と解すべきである。

よって、本件不交付決定は市長が優越的地位に基づいてする、公権力性を有する行為といえる。

よって、本件不交付決定は行政処分に当たる。

2 Yの反論

上記に対してYは以下の通り反論することが考えられる。

たしかに、B主張の通り、交付条例において処分におけるのと同様の文言が用いられている。

しかし、優越的地位の有無は文言のみによって決せられるべきではなく、実質によって決せられるべきは当然である。

そして、本件においては「申請」は単に民法上の申込みであると解することができる。また、一般の契約においても承諾者は承諾するか否かという点では事実上優越的な地位に立っていることに変わりはないのであるから、「申請」を受けてする「決定」も、特段一般の承諾と別異に解すべきとはいえない。さらに、一般の契約においても契約条項に違反した場合には一方的に契約を解除することができると定め得るのであるから補助金の返還命令もまた、これを一般の解除と別異に解すべきとはいえない。

さらに、理由の提示についても、処分であれば権利利益保障の見地から理由提示が必要だとしてもそのことから論理的に理由提示が必要であれば処分といえるとはならないことは明かである。また、実質的にも、契約関係においても申込みを拒絶するにあたってその理由を提示することとしても不自然ではない。

とすると、交付決定及び不交付決定は単なる契約の申込みの承諾及び拒絶にすぎず、市長が優越的地位に基づいてするものではないといえる。

さらに、このように解したとしても、単に訴訟方法が抗告訴訟から実質的当事者訴訟又は一般の民事訴訟になるにすぎず、逆の場合とは異なり出訴期間の制限もはずれるのであるから原告にとって酷とはいえない。

よって、本件不交付決定には公権力性がなく、これは行政処分には当たらない。

第3 設問3について

1 Bの主張

Bとしては以下の違法事由を主張する。

まず、本件不交付決定にあたって市長に裁量が認められるかを検討する。

この点、交付条例が何ら具体的な要件を定めていない。また、補助金の交付は国民の権利利益を制約するものではないため、これを法律又は条例によって厳格に統制する必要性が低い。さらに、太陽光発電施設に対する補助金の交付と、その目的たる自然エネルギーの利用にかかる市民の取り組みの推進、地球温暖化の防止及び環境の保全の間には間接的な関係しかないことから、目的達成の見地において補助金を交付するか否かについては市長の大幅な裁量判断にゆだねざるを得ない。

よって、本件不交付決定にあたっては市長に裁量が認められる。

解説が法の目的違反も混ぜ込んで書かれていましたが、純粋な平等原則違反に筋を絞りました。もともと、原告にへりくつをこねさせましたので、被告もあまり普段見ない話になってしまいました。